

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成28年7月19日（火）

9：57～10：35

市役所議会棟 2階 第2委員会室

（司会）

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日の進行については、産業振興課長であります私、作佐部が行います。本日の出席者は協議会委員14名のうち14名でありますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

それでは協議会を開会いたします。初めに会長から御挨拶をいただきます。

（会長）

公私共お忙しいなか、当協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。本日御審議いただくのは、匝瑳市長から諮問のありました、平成28年5月受付分、匝瑳市農業振興地域整備計画変更5案件についてです。委員の皆様のご慎重なる御審議をお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。それでは議事に入ります。議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

（議長）

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。はじめに議題の匝瑳市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についての審議は、重要変更となる除外4案件、編入1案件の合計5案件です。案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。それでは、案件毎の審議に入りたいと思います。

まず除外の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

（事務局）

除外案件1 資材置場について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

（議長）

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

（委員A）

なぜ筆の一部なのですか。

（事務局）

農地転用の指針により、第1種農地における既存施設の拡張は、既存施設の面積の2分の1以内となっているため、既存施設の1,817㎡の2分の1以内となってい

ます。一筆全部となった場合は、農地転用ができません。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件2 専用住宅について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件3 駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件4について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件4 建売住宅6棟について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員B)

もう一度説明願いたいのだが、真っ直ぐではない部分は地目が違うのですか。

(事務局)

突き出ているところが、地目が田となっています。田の部分は国営土地改良事業が実施されています。

(委員C)

山林はどこですか。

(事務局)

西側の道路に接したところとなっています。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

続きまして、編入の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

編入案件1 飼料作物の作付について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員D)

地目が畑となっているが、この畑で飼料作物の作付をするのに、なぜ編入するので
すか。

(事務局)

事業計画者が、農業経営基盤強化法による購入する予定です。農振農用地であれば、
税の控除が受けられます。除外地では、適用されません。

(委員D)

購入額に対して、控除額はいくらになりますか。

(事務局)

800万円です。土地購入する価格が150万円であれば、最大で800万円である
ので150万円が控除となります。1,000万円であれば800万円を超えた2
00万円が控除の対象となりません。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で議題の審議を終了してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

(議長)

以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

会長ありがとうございました。続きまして、その他についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

(事務局)

今後のスケジュールを説明する。

(司会)

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会の閉会をいたします。長時間にわたり、ありがとうございました。